

建設業、林業の皆さまへ

燃料費高騰の影響を受けている
建設事業者等に対し支援金を交付します

交付対象者及び支援金額

交付対象者		支援金額
建設業	①建設業許可を受けていて、建設工事29種別のうち1つ以上がA級として「五戸町建設業者等級名簿(町内業者)」に登録されている事業者	8万円
	②建設業許可を受けている事業者	4万円
	③直近1年間の建設業に係る売上高50万円以上、かつ建設業に係る車両を有している事業者	2万円
林業	請負によって伐木や運材を行う法人	5万円

※上記交付対象者に複数該当している場合は、最も高い支援金額を交付します。
 ※「五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金」との重複申請はできません。
 どちらか一方のみ申請が可能です。

交付要件

①～④を全て満たすこと

- ①資本金額が3億円以下または常時雇用従業員が300人以下である
- ②町内事業所にて交付対象事業の営業実態がある
- ③町税に滞納がない
- ④支援金受給後も事業を継続する意思がある

支援金の申請方法

以下の申請書類一式を、令和5年2月28日(火)までに役場に郵送または持参

- ①交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- ②このチラシの裏面に記載された添付書類

※その他、交付要件を確認するために追加書類を求める場合があります

支援金申請の詳細は、町ホームページをご覧ください。
 また、町ホームページからは申請書様式のダウンロードも可能です。

【五戸町HP】 <https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/kensetsugyou.html>



問合せ・申請書類提出先 平日9時～17時(12/29～1/3は閉庁)

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1 五戸町 総合政策課 政策調整室

TEL: 0178-62-7974 (直通) メール: seisaku@town.gonohe.aomori.jp

添付書類

交付対象者	添付書類
建設業許可を受けていて、建設工事29種別のうち1つ以上がA級として「五戸町建設業者等級名簿(町内業者)」に登録されている事業者	・建設業許可証のコピー
建設業許可を受けている事業者	・建設業許可証のコピー
直近1年間の建設業に係る売上高50万円以上、かつ建設業に係る車両を有している事業者	・直近1年間で建設業に係る売上高が50万円以上あることが確認できるもの ・自己所有の、建設業で用いる車両の車検証のコピー(※)
請負によって伐木や運材を行う法人	・林業に係る直近の確定申告書の控えのコピー ・自己所有の、林業で用いる車両の車検証のコピー(※)

※当該車両については、ナンバープレートの分類番号の**一桁目**が、1、4、6、8、9、0のいずれかから始まるものに限る。



よくある質問 (Q&A)

- Q1** 複数の建設業許可を受けているが、添付書類「建設業許可証のコピー」は許可を受けている業種全ての許可証を提出しなければいけないか。
- A1** 許可を受けている業種いずれか1枚のみの提出で構いません。
ただし、五戸町建設業者等級名簿A級登録事業者は、A級の指定を受けている業種の中からいずれか1枚を提出してください。
なお、許可証は有効期間内のものを提出してください。
- Q2** 建設業や林業用の車両を複数台所有しているが、添付書類「車検証のコピー」は、所有している全ての車両分を提出しなければいけないか。
- A2** いずれか1台分のみの提出で構いません。
- Q3** 支援金額2万円の建設事業者が提出する添付書類「直近1年間で建設業に係る売上高が50万円以上あることが確認できるもの」は何が該当するか。
- A3** 例えば、「税務署の受付印が押印された確定申告書の控え」や「工事請負契約書とその契約金額の振込みを確認できるもの」、「収支決算書」等が考えられますが、それ以外にも様々なケースが考えられますので、判断に迷う場合はお問い合わせください。